

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦 及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

令和 7 年 4 月 22 日

秋田県学校卒業者就職問題検討会議

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、下記事項を厳守し関係者に周知徹底を図ることとする。

記

第 1 求人申込みの受理及び推薦、選考等の開始期日等について

1 新規中学校卒業生

- (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）における求人申込みの受理は、令和 7 年 6 月 1 日から開始し、他の安定所への求人連絡は、令和 7 年 7 月 1 日から開始する。
- (2) 推薦及び選考の開始期日は、令和 7 年 12 月 1 日以降とする。
- (3) 採用内定は、選考の開始期日と同日以降に行うことができるものとする。

2 新規高等学校卒業生

- (1) 新規高等学校卒業生（中等教育学校を含む。以下同じ。）に係る求人申込みは、求人事業所を管轄する安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けなければならない。
したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- (2) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和 7 年 6 月 1 日から開始し、求人票の求人者に対する返戻は、令和 7 年 7 月 1 日から開始する。
また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和 7 年 7 月 1 日から行うものとする。

- (3) 推薦の開始期日は、令和7年9月5日以降（文書到達主義）とし、選考の開始期日は、令和7年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定は、選考の開始期日と同日以降に行うことができるものとする。

第2 求人活動のための学校訪問について

原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

なお、求人活動のために生徒の家庭を訪問することはこれを全面的に禁止する。

第3 就業の開始期日について

1 新規中学校卒業者

実習、研修等を含め、労働基準法第56条第1項の規定により令和8年4月1日以降とする。

2 新規高等学校卒業者

実習、研修等を含め、卒業後とする。

ただし、内定後の職場見学・懇談会は学校の承認を得ることとし、授業及び学校行事等に支障があるものは実施しないこととする。

第4 選考結果の通知について

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに（遅くとも2週間以内に）採否を決定し、選考を受けた生徒及び学校にその旨を通知することとする。

第5 文書募集の取扱いについて

1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は禁止する。

2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とする。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の取扱いと同様とすること。

第6 応募書類の取扱いについて

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票(乙)」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を改定し、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業生から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとすること。

求人者の意向(①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可)を求人票に記載すること、及び応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

第7 採用選考について

採用選考にあたっては、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点により適正に行うこと。併せて次のことに留意すること。

(1) 出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料としないこと。

(2) 面接にあたっては、思想・信条にかかわる事項、または身体的要件にかかわる事項は質問しないこと。

(3) 障害者等の生徒に対しては、広く就職の機会が得られるよう配慮すること。

第8 複数応募制等について

社会・経済環境の変化に伴い、生徒と仕事のミスマッチの発生や卒業

後の無業者・フリーターの増加につながっているという問題意識により、平成 16 年 3 月新規高等学校卒業者から 1 人 3 社までの複数応募を認めているところであり、令和 8 年 3 月卒新規高等学校卒業者についても、前年度に引き続き次のとおり実施することとする。

1 「複数応募制」について

- (1) 生徒は、応募・推薦の当初の段階から 3 社まで応募することができることとする。ただし、県内求人事業所に応募・推薦する場合に限る。
- (2) 秋田県教育委員会及び高等学校は、複数応募制の一層の普及・定着に努めるとともに、制度の有効活用により生徒が適切に職業選択ができるよう、望ましい勤労観・職業観の一層の育成に努めることとする。
- (3) 労働局及び安定所は、複数応募制の県内企業への周知・理解の促進に努め、秋田県及び関係機関と連携して生徒の職業意識形成支援に努めることとする。

2 「公務員との併願」について

民間企業と公務員の両方に合格した場合、進路の選択については生徒の意思を尊重することとする。なお、公務員の合格発表が遅いことから、企業は入社承諾書等を提出させる場合、十分ゆとりを持たせるよう配慮することとする。

第 9 民間職業紹介事業者が行う職業紹介について

1 推薦、選考等の開始期日等について

新規高等学校卒業者は、民間職業紹介事業者による職業紹介を利用することができるが、高等学校教育への影響を踏まえ、この場合においても、民間職業紹介事業者は、推薦、選考等の開始期日等について、上記第 1 の日程を厳守し、上記第 6 の応募書類の使用を徹底すること。

2 学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方について

高等学校及び安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて生徒や保護者から相談等があった場合、それぞれの特徴について丁寧に説明し、生徒が主体性に基づき、学校による就職あっせんを受けるか、民間職業紹介事業者による就職あっせんを受けるかを選択できるよう配慮すること。

第10 その他

1 応募前職場見学について

応募前職場見学は、学校関係者と求人者の理解の下、生徒の職業や職場への理解促進と、適切な職業選択を促すことの観点から積極的に実施すること。また、応募前職場見学に際しては、早期採用選考につながらないようにすること。

なお、応募前職場見学を実施する場合は、学校教育へ影響がないよう配慮すること。

2 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

3 安定所及び学校との連携について

安定所及び学校（中学校・高等学校）は、関係機関並びに関係団体等と協力のうへ、県内就職促進に必要な労働市場情報の提供に努め、生徒の県内企業に対する関心を高めるとともに、県内企業における受入体制の整備及び向上、並びに就職者の職場適応及び職場定着について、事業主の理解と協力を求めるものとする。

4 新規高等学校卒業予定者の就職プロセスにおける校内選考について

企業への応募に際し、各学校の判断で、生徒の就職応募前に学校内で行う選考（校内選考）が実施されている場合があるが、求人企業が学校を指定せずに行う求人について必ずしも校内選考を行う必要はないことに留意すること。